

一般社団法人 ひかりプロジェクト 定 款

平成 28 年 6 月 13 日制定

平成 29 年 2 月 26 日変更

第1章 総則

第1条 (名称)

この法人は、一般社団法人ひかりプロジェクトと称し、英文では HIKARI Project Association 略称「HPA」と表示する。

第2条 (主たる事務所)

1. この法人は、主たる事務所を山梨県南都留郡富士河口湖町におく。
2. この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

この法人は、世界真の平和と、人々が共に生き共に助け合う社会の実現に寄与することを目的とする。

第4条 (事業)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 国内外の大規模自然災害時の災害救援支援事業
- 2) 地球環境維持のための事業
- 3) 社会的弱者へのサポート事業
- 4) 青少年育成活動への支援事業
- 5) 広報活動
- 6) 前各号に附帯する一切の業務

第3章 会員

第5条 (法人の構成員)

この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

- 1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- 2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

第6条 (入会)

この法人に会員として入会しようとするものは、理事会において別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第7条 (会費等)

会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費として、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

第8条 (任意退会)

会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第9条（除名）

1. 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
 - (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、当該総会において弁明する機会を与えなければならない。

第10条（会員資格の喪失）

- 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 第7条の支払いの義務を2年以上履行しなかったとき。
 - (2) 総正会員が同意したとき。
 - (3) 当該会員が死亡、又は解散若しくは破産したとき。

第4章 総会

第11条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

第12条（開催）

総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。なお、総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

第13条（招集）

1. 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2. 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
3. 理事長は、前項の規定による請求があったときは、6週間以内に総会を招集しなければならない。
4. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって開会日の2週間前までに通知しなければならない。

第14条（議長）

総会の議長は、理事長がこれに当たる。

第15条（議決権）

総会における議決権は、1正会員につき1個とする。

第16条（決議）

1. 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数を持って行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
3. 総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権を行使し、委任することができる。

第17条（決議の省略）

理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

第18条（議事録）

1. 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 前項の議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名する。
3. 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第5章 役員

第19条（役員の設定）

1. この法人には、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3名以上 15名以内
 - (2) 監事 1名以上 3名以内
2. 理事のうち1名を理事長とし、副理事長及び専務理事をそれぞれ1名置くことができる。
3. この法人の理事長を法人法上の代表理事とする。
4. 理事長以外の理事のうち、副理事長及び専務理事を法人法上の業務執行理事とする。

第20条（役員を選定）

1. 理事及び監事は、総会の決議によって正会員のなかから選定する。
2. 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選出する。
3. 監事はこの法人又はその子法人の理事または使用人を兼ねることができない。
4. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係があるものを含む。）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

第21条（理事の職務及び権限）

1. 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を遂行する。
2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 副理事長は、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理し、理事長に事故があるとき又は欠けたときには、あらたに選定された理事長が就任するまでは、その職務を代行する。
4. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
5. 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第22条（監事の職務及び権限）

1. 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第23条（役員任期）

1. 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし再任は妨げない。
2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし再任は妨げない。
3. 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第24条（役員解任）

理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

第25条（報酬等）

理事及び監事は無報酬とする。

第26条（責任の免除）

この法人は、法人法第114条の規定により、理事会の決議を持って同法111条の行為に関する理事及び監事（理事及び監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

第6章 理事会

第27条（構成）

1. この法人に理事会を置く。
2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第28条（権限）

理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

第29条（開催）

1. 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。
2. 通常理事会は、毎年2回開催する。
3. 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して召集の請求があったとき。
4. 理事会への出席は、通信手段等を利用した出席を認める。

第30条（招集）

1. 理事会は、理事長が招集する。
2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

第31条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

第32条（決議）

1. 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第33条（議事録）

1. 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 出席した理事の代表者及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。
3. 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第7章 資産及び会計

第34条（資産の構成）

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

第35条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第36条（事業計画及び収支予算）

1. この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
2. 前項の書類については、主たる事業所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

第37条（事業報告及び決算）

1. この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の決議を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、総会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
2. 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿

第38条（特別会計）

1. この法人は、事業の遂行上必要とあるときは、総会の決議を経て特別会計を設けることができる。
2. 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区別して整理するものとする。

第39条（収支差額の処分）

この法人の収支決算に差額が生じたときには、総会の決議を経てその全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

第40条（余剰金）

この法人は、余剰金の分配を行うことができない。

第41条（借入金）

この法人は、資金の借入れを行う場合は、その事業年度の予算上の収入額を上限とし、当該返済期間が1年以内のものを除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得なければならない。

第8章 定款の変更及び解散

第42条（定款の変更）

この定款は、総会の決議によって変更することができる。

第43条（解散）

この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第44条（残余財産の帰属）

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

第45条（公告の方法）

この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

第46条（情報公開）

この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

第47条（個人情報の保護）

この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第11章 補則

第48条（委 任）

この定款に定めるほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により理事長が別に定める。

第49条（ひかり募金）

この法人は、ひかり募金に関する一切の運営・管理等を引き継ぎ実施する。

附 則

第50条（法令の準拠）

この定款に規定のない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。

この定款が原本に相違ないことを証する。

令和3年6月13日

所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町河口 1975 番地

名称 一般社団法人 ひかりプロジェクト

代表者 藤原 眞久 ⑩